

2 基準・規格の設定

国内で販売されるペットフードは、次のような基準・規格を守って作らなければなりません。

【成分規格】

分類	物質等	上限値(μg/g)
農薬	グリホサート	15
	クロルピリホスメチル	10
	ピリミホスメチル	2
	マラチオン	10
	メタミドホス	0.2
汚染物質 (環境中に存在する物質で、意図せずペットフードに含まれるもの)	アフラトキシンB1	0.02
	デオキシニバレノール	2(犬用)、1(猫用)
	カドミウム	1
	鉛	3
	ヒ素	15
	BHC	0.01
	DDT	0.1
	アルドリン・ディルドリン	0.01
	エンドリン	0.01
	ヘプタクロル・ヘプタクロルエポキシド	0.01
添加物	エトキシン	150(合計量) [犬用にあっては、エトキシン 75 μg/g 以下]
	ジブチルヒドロキシトルエン(BHT)	
	ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	

※基準値は水分量を10%として設定されたものです。

汚染物質のアフラトキシンB1は、トウモロコシなどの穀類に繁殖するかびが产生する物質で、発がん性があります。

農薬のうちメタミドホスは、日本での使用は認められていませんが、海外では使用されることもあり、輸入食品等から検出される事もあります。

添加物のエトキシン、BHT、BHAはペットフードが空気に触れて酸化劣化することを防ぐために使用されます。



【製造方法基準】

分類	物質等	基準
有害微生物	有害微生物全般	加熱し、または乾燥する場合は、原材料等に由来し、かつ発育しえる微生物を除去するのに十分な効力を有する方法で行うこと
添加物	プロピレンギリコール	猫用に用いてはならない
原料全般	その他の有害物質等	有害な物質を含み、もしくは病原微生物により汚染され、またはこれらとの疑いがある原材料を用いてはならない